

学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求めることについて

要 旨

改正学校給食法では、学校給食は学校教育の一環であるとの趣旨がより明確にされ、地場産物を「生きた教材」として活用し、「食」に関する指導を行うことを求めている。地場産野菜の自給率を改善し、地元へ大きな経済効果をもたらすことにもつながることから、学校給食への地場産野菜の活用、食育と地産地消を一体のものとしておし進め、向上させることを求める。

理 由

改正学校給食法（平成21年4月実施）は、法の目的として従来の「学校給食の普及および充実」に加え「学校における食育の推進」を新たに規定しています。学校給食の目的として、学校給食が単なる栄養補給のための食事にとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨がより明確にされました。

さらに学校給食を活用した「食」に関する指導として、「当該地域の産物を学校給食に活用するなどの創意工夫を行うこと」を規定し、地場産物を学校給食の「生きた教材」として活用し、「食」に関する指導を行うことを求めています。

そのためには、地域でとれた安全、安心、旬の食材の提供、確保が欠かせないと思います。「食育」と「地産地消」を一体のものとしておし進める事が、法の趣旨にそうものと考えます。まして今日、福島県における原発事故による放射能汚染が牛肉、野菜、魚介類までひろがり、秋田県内でも販売され多くの県民が危惧しています。子どもたちの健康を守るためにも「安全・安心な地産地消による食材」が県民の願いであります。

国では、平成22年までに「学校給食に地場産物を使用する割合を30%以上を目指す」ことを求めています。平成20年度は全国で23.4%でしたが秋田県は平均で28.2%、21年度は60%台の自治体もあり、県平均で32.2%となっています。これは秋田県の指導と、市町村のJA、直売所や独自の生産グループと一体となった取り組みによるものです。しかし自給率の高い米を除くと、地場産野菜などの自給はまだ低位であります。これを改善し、地場産野菜を活用することは、地元への経済効果も大きなものとなると考えます。

地場産野菜の活用をさらに前進させ、学校給食法にもとづき、子どもに喜ばれ、父母も安心でき、地元農家のためにもなる学校給食とするため自治体を中心とした、農業県秋田にふさわしい取り組みが必要だと考えます。

以上の立場から、学校給食へ地場産野菜の活用を、食育と地産地消を一体のものとしておし進め、向上させることの決議をされるよう陳情いたします。

平成23年8月26日

陳 情 者 秋田市中通7丁目2-21  
学校給食に地場産物の活用を求める会  
代表 秋田県革新懇筆頭代表世話人  
山 内 満

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様